

答申第6号



鎌公審査第9号  
平成9年7月7日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会  
会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて  
(答申)

平成6年8月2付けで諮詢（諮詢第2号）された鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査A（平成3年3月）の一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査 A（平成 3 年 3 月）（以下「本件文書」という。）は、別表に掲げる部分を除いて公開すべきである。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が平成 6 年 6 月 30 日付で一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、鎌倉市長が鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 3 号・4 号に該当するとして、一部非公開としたのは、次に掲げる理由から、条例の解釈・運用を誤っているというものである。

ア 平成 5 年 12 月、異議申立人は、鎌倉市議会に「深沢清算事業団用地とその周辺を含めた整備計画に関する陳情」を提出し、地域住民に計画を公表し、地域住民の意見や考えを反映できるように求めてきたが、住民には意見や考えを言う場を与えられないうちに、一部委員により「深沢地域の新しいまちづくりの基本方向」がまとめられ、平成 6 年 11 月に市長あて提言が行われた。

イ 周辺地域住民は、農地・住宅・工場・商業施設等の混在を、鎌倉市が言うように、計画的な市街地整備が不十分とは思っておらず、地域に根ざした生活の証と感じており、鎌倉・藤沢両市が進めようとしている大規模開発は、深沢地域住民・宮前地区住民が望むまちづくりにはつながらない。

ウ 本件文書と併せて公開請求した鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査 B、鎌倉市深沢地域整備計画事業化推進検討調査報告書、拠点地区土地利用計画等策定基礎調査、鎌倉市深沢地域市街地整備計画実現化検討調査報告書の文書も含めた 5 件の文書では、より実現化に向けての調査・検討などを行ったとあるが、都市拠点総合整備事業として、深沢・村岡両地域を一体的に捉えているとなると、村岡・宮

前地区が「土地区画整理を事業手法」として住民説明がされていることから、深沢地域も「土地区画整理が具体的な事業手法」であることは明白であり、大量の一部公開拒否は将来関係権利者になり得る、調査地域内住民の知る権利を無視したものである。

エ 市長は、今後、地域の意見を聴く場づくりとしての地元協議会的組織をつくり、市民意向調査等を行いながら、計画の具体化を図るとしているが、この進め方は行政側の都合が優先しているものであり、住民のためのまちづくりであるならば、事実は事実として出し、その上で住民がどのようなまちづくりを望み、整備を考えているのかを話し合い、議論されるべきであり、その基礎資料として公開されるべきと考える。

オ 条例第6条第1項第3号該当性について

- (ア) 公開することにより、神奈川県や藤沢市との協力関係を著しく害するおそれがあるとして非公開としたことは、お互いに相手の自治体に責任を転嫁しているか、或いは口裏を合わせて情報を出さない算段かで、これでは知る権利を保障するとした真の意味での情報公開とはいえない。
- (イ) 藤沢市では当初から宮前地区整備を土地区画整理の整備手法として発表しており、新駅の設置とは表裏一体と答えている。鎌倉市でも、平成5年9月議会で「現段階では区画整理事業の手法を用いることが妥当であろう」との考え方を持っていると答えており、深沢地域住民は、この都市基盤整備が「街の構造そのものの改造であり、地域住民の生活に大きな影響を及ぼす…」ことを、まだ知られていない。

カ 条例第6条第1項第4号該当性について

- (ア) 本件文書には、「行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれている、又、個人の財産・利害に密接な情報も多く含まれており、現段階で公開すると、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがある」とのことだが、実施機関は「JR大船工場は神奈川県・藤沢市・国鉄清算事業団及び鎌倉市の4

者の調査の中では現在は調査範囲に入っているが、いわゆる対象としてはのぞかれている」と答えている。

- (イ) 新駅と深沢清算事業団用地を中心とした整備であり、新駅から至近距離にあり多大な開発利益を得ると思われるJR大船工場はのぞかれ、三菱電機等の工場群も、なぜ整備地区に入らないのか、その理由を専門家が調査・検討した基礎資料を公開してほしい。
- (ウ) 公開することによって、特定個人の利害得失を招くとするならば、それは調査報告書が公平に記されていないか、間違いが記されている場合であると考えられる。従って、公正かつ適正な事業執行を行うためには、地域住民に資料を全て公開してから、住民との協議を十分行うべきである。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

- (1) 深沢地域清算事業団用地周辺整備事業及びその調査目的について  
ア 昭和62年の国鉄改革に伴い、深沢地域の周辺に生じた国鉄清算事業団用地並びにその周辺地域の土地利用のあり方等について、地域特性を踏まえた整備計画を策定して、鎌倉市全体の発展にふさわしい姿を見い出すことを目的として調査を実施してきたものである。  
イ 当該調査は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした周辺地域について、土地区画整理事業の調査手法により、市街地環境評価の実施及び市街地整備の基本構想の作成、実現化方策の検討等とあわせて、市街地整備の具体的事業手法の検討を行ったものである。

### (2) 本件文書について

深沢地域清算事業団用地周辺整備事業は、平成2年度から神奈川県、国鉄清算事業団、藤沢市、鎌倉市の四者で、深沢地域の国鉄清算事業団用地の高度利用の方向や周辺地域の市街地整備のあり方等を検討し、整備計画や計画の具体化方策について、基本構想、基本計画レベルの調査を行ったものである。

また、平成4年度には、鎌倉市深沢地域、藤沢市村岡地域を一体的に

捉えた地区を湘南地区として、各国鉄清算事業団用地を中心とした開発整備の位置づけ、都市拠点施設整備のあり方等を検討するとともに、総合的な市街地整備計画の検討を行った。

本件文書は、これらの調査の一環として実施したものであり、全体計画調査を補完する個別課題調査であり、全体計画調査における計画案を作成する際の基礎的な調査である。

#### (3) 条例第6条第1項第3号該当性について

本件文書には、境川流域整備計画についての記述があるが、これらは、それぞれ水害状況の異なる流域の関係市町村と協議・調整を行い、神奈川県が作成した情報であり、神奈川県においても関係機関以外には公表していないことから、関係機関の協調・協力関係に及ぼす影響が大きく、今後の県等との協力関係を著しく害するおそれがあるため、条例第6条第1項第3号に該当し、非公開としたものである。

#### (4) 条例第6条第1項第4号該当性について

本件文書には、市街地環境評価、整備課題・方針・開発方針、具体的整備計画、整備手法、整備時期等についての記述があり、これらは行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれており、現段階で公開すると不正確な理解や誤解を与える恐れがあるため、条例第6条第1項第4号に該当し、非公開としたものである。

### 4 審査会の判断理由

#### (1) 本件文書及び整備計画について

ア 本件文書は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした周辺地域について、土地区画整理事業の調査手法により、調査地区的設定、広域的条件調査、現地踏査等を行い整備課題を設定し、それを解消するための市街地整備の基本構想を作成し、市街地整備の具体的手法の検討を行ったもので、全体計画調査を補完する個別課題調査であることが認められる。

イ 本件整備計画は、「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備構想」（第3次鎌倉市総合計画の名称）として、深沢地域の国鉄清算事業団用地及びその周辺地域を中心に、隣接する藤沢市の新駅構想も視野に入れなが

ら、深沢地域の新しいまちづくりを推進しようとするものである。

ウ その内容は、鎌倉市のみならず藤沢市域の新駅構想も視野に入れた広域的課題でもあることから、鎌倉市、藤沢市、神奈川県、国鉄清算事業団の四者において、事業団用地の利用や周辺地域の市街地整備のあり方等について審議・検討を行い、具体化方策について調査を実施したものである。

(2) 条例第6条第1項第3号該当性について

ア 条例第6条第1項第3号は、「国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関と実施機関における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、国等との協力関係を継続的に確保する観点から、国等との間における協議・依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害し、市の行政運営に支障が生じないようにするために、これらの情報は公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書の境川流域整備計画に関する部分は、神奈川県から、本市の実施機関が市内部で使用することを条件に提供を受けたものであり、この県の意向を無視してこれを公開することによって、今後県との信頼関係が損なわれることも十分考えられる。

以上のような理由から、別表1に掲げる部分は条例第6条第1項第3号に該当するものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 条例第6条第1項第4号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）についての情報であって、公開することにより、当該審議等に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、行政機関が行う審議、検討、調査研究等が自由率直な意見交換や十分な資料収集のもとに行われることを確保する観点から、行

政として最終的な意思決定までの段階にある情報で、公開することによって、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれのある情報等については、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書のうち、特定の道路公園等の位置・道路の幅員等が明確になる部分、開発整備の実施に当たって特定の土地の権利に直接係わる部分、具体的な整備方針・今後の検討課題等に係わる部分、道路等の具体的な位置・面積等が明確になる図、調査地区が明確になる図等については、本件整備計画の推進に当たり、市内部における意思形成過程での審議、検討等に関する資料としての性格を有するものと認められることから、これらを公開することにより、不正確な理解や誤解を与え、本件整備計画に係る審議、検討等に著しい支障が生じるおそれがあるものと考える。

しかし、実施機関が非公開とした部分には、非公開の処分時点から現時点までの時間的経過もあり、深沢地域まちづくり会議や広報臨時号等を通じて市民に公表された情報のほか、一般的な例示や参考とした図表など、公開したとしても市民に誤解を与えたり、混乱を招くおそれがあるとは言えない情報も多く見受けられる。したがって、これらの情報は公開すべきものと考える。

以上のような理由から、別表2に掲げる部分は条例第6条第1項第4号に該当し非公開が妥当であるが、その余の部分は公開が妥当と判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 表 鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査 A

1 条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
73	11行目から17行目まで
145	上段左側「広域的条件調査」欄19行目から21行目、同欄下段の表、上段右側「整備課題」欄6行目から9行目まで
200	左側1行目を除き全部、右側1行目から3行目、同下段2つの表
201	左側全部、右側表中「面積」欄の数値、同欄右下の3行
202 ～ 203	全部
資料 5	左側「流域諸元」の表
資料 6	全部
資料 8	全部

2 条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
2	右側15行目9文字目
3	全部
10	全部
23	全部
78～79	全部
81～82	全部
84	右側表中の「面積」欄の数値
85～86	全部
88	全部
90～91	全部
94～95	全部
96	左側表中の「集水面積」欄の数値
97～98	全部

頁	該当行等
100	全部
102	全部
106	右側の「深沢地域と村岡地区の景観的対称形」の図（図の題名は除く。以下同じ）
107	左側17行目15文字目から19文字目、同28文字目から31文字目、同21行目25文字目から29文字目まで
109 ～ 110	全部
113 ～ 117	全部
120	全部
121	左側5行目17文字目、左側の図、右側2行目17文字目、同5行目16文字目、同8行目11文字目、同11行目20文字目、同14行目17文字目、同17行目20文字目
122	中央の図及び右上枠外の図
123	左側の図全部
124	中央の図及び右上枠外の図
125	左側の図全部
126	中央の図及び右上枠外の図
127	左側の図全部
128	中央の図及び右上枠外の図
129	左側の図全部
130	中央の図及び右上枠外の図
131	左側の図全部
132	中央の図及び右上枠外の図
133	左側の図全部、左側「評価及び方針欄」4行目18文字目から6行目まで、右側の地片別環境評価の表中の「整備のポイントと課題」欄の13行目から14行目まで
138	上段左側「広域的条件調査」欄の中段の「用途地域」の表の「地区面積」欄の数値

頁	該 當 行 等
139	上段右側「整備課題」欄2行目から8行目まで
140	上段左側「広域的条件調査」欄6行目7文字目
143	左側「広域的条件調査」欄3行目17文字目、同4行目16文字目、同欄③から2行目11文字目から14文字目、同行22文字目から3行目3文字目、中央上段「市街地環境評価」欄9行目1文字目から5文字目まで
145	上段左側「広域的条件調査」欄の上段表中の面積の数値
147	上段右側「整備課題」欄6行目7文字目から11文字目、同欄18行目17文字目から23文字目まで
148	上段右側「整備課題」欄2行目から14行目まで
149	全部
152 ～ 153	全部
154	右側の「用途地域」の表中の「地区面積」欄の数値
156	全部
159	全部
163	左側17行目から18行目まで
165	9行目1文字目から6文字目、17行目から21行目まで
166	右側「基本構想」欄26行目2文字目から27行目まで
168	全部
169	表上段の「整備課題」欄右側の「地区整備の課題解決を目的とした課題設定」欄の6行目、同8行目、同20行目
170	表上段の「ゾーン別整備のポイント（課題）」欄の15行目、同17行目、同25行目、表上段の「整備計画方針」欄の16行目
172	右側21行目27文字目から22行目、同25行目24文字目から27行目まで
174	全部
175	左側6行目から7行目、同19行目から24行目まで
176	全部

頁	該当行等
178	左側4行目3文字目、同「標準画地規模の設定」の表中の4行目右側の面積の数値、左下「2)集合住宅エリアの検討」から8行目21文字目、同10行目6文字目、右側1行目6文字目、同6行目15文字目
179	右側上段の表の「面積」、「算定根拠」、「将来人口」欄の内容（将来人口欄の合計数は除く）、同下段の表の「人口密度」欄の数値
181	右側表中の「ケース1」、「ケース2」欄の図及び各図の1行上に記載された表現
182	左側10行目20文字目から23文字目、右側1行目9文字目から13文字目、同上段表中の「地区内面積」欄の面積の数値
183	右側の「配置計画」欄2行目以下全部
184	表上段の「整備課題」、「土地利用計画」、「方針」、「配置計画」の表現を除き全部
185	左側「整備課題」欄8行目から9行目、中段の「方針」欄3行目27文字目から30文字目、同4行目12文字目から5行目5文字目、同19行目から23行目、同25行目7文字目、同30行目9文字目から31行目6文字目まで、右側「配置計画」欄16行目以下全部
186	上段の表中「方針」欄2行目以下全部、下段の「土地利用計画表」中の面積の数値
187	全部
188	右側7行目7文字目から15文字目まで
190	左側25行目21文字目、同26行目21文字目、右側3行目5文字目から4行目まで、同5行目12文字目、同9行目20文字目、同10行目18文字目、同11行目12文字目から14文字目、同12行目、同13行目15文字目、同22行目21文字目、同25行目10文字目から12文字目まで
191	左側11行目から18行目、同24行目13文字目、右側5行目から17行目、同23行目から25行目まで
192	全部
194	「4. 地区内骨格道路の配置計画」の表現を除き全部
195 ～ 196	全部

頁	該 当 行 等
資料13	19行目16文字目から33文字目まで
資料14	全部
資料15	全部
資料17	左側7行目16文字目から20文字目、右側7行目から9行目まで
資料19	左側上段の図

頁	該 當 行 等
197	右側〈公園規模〉欄の3行目2文字目及び7文字目、7行目10文字目、14行目2文字目から17文字目、16行目20文字目から26文字目まで
198	左側3行目から7行目、同10行目から1文字目から6文字目、同14行目から16行目、同19行目11文字目から12文字目、同23行目18文字目から24行目29文字目まで、右側1行目11文字目から21文字目まで
199	全部
204	全部
205	左側14行目から15行目まで
211	全部
216	右側2行目以下全部
217 ～ 218	全部
219	表上段の「面積／市街化率」欄の面積の数値、表上段の「主な整備の必要性（●）及び基本構想（◇）」欄の左側1行目、同4行目、同6行目、同9行目、同16行目、同21行目、同25行目、同36行目、同38行目、同40行目、同43行目、同48行目まで、同欄右側3行目、同6行目、同8行目、同12行目、同14行目、同15行目、同19行目、同20行目、同24行目、同28行目、同29行目、同31行目、同36行目、同37行目、同45行目、同47行目、同48行目、表上段右側の「整備手法」欄2行目以下全部、同欄右側記載部分以下全部
220	左側18行目10文字目から20文字目、同19行目5文字目から7文字目、同下段表中の「市街化の動向」、「公共施設整備の緊急度」、「権利者の意向」、「優先度」の欄の記述部分全部、右側の図
221	左側11行目1文字目から11文字目、同18行目9文字目から25文字目、同20行目7文字目から30文字目、同25行目1文字目から9文字目まで、右側10行目5文字目から15文字目、同11行目28文字目から12行目8文字目、同19行目28文字目から20行目まで全部
222	左側20行目4文字目から21行目9文字目、同27行目4文字目から26文字目、同28行目28文字目から右側1行目20文字目、右側4行目から12行目まで
223	左側9行目7文字目、同14行目2文字目から12文字目、同18行目26文字目から19行目5文字目まで、右側全部

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

備考2 図表が記載されたページについては、様々な記載方法が見られたため、範囲を特定する部分の表現は、当該ページごとに適宜行った。なお、行数は、範囲を特定する表現部分を1行目として、文字が記載された行を上から数えた。（図表の題名は含むが図表そのものは含まない。）

備考3 文字数は、範囲を特定した場合も、その範囲内の行の記載のある文字について左から数えた。

備考4 句読点、「○」、「・」、「：」、「※」、「-」、「（」、「m」、「h a」等の標記は一文字とし、数字は桁数にかかわらず一文字と数えた。

審査会の処理経過

開催年月日	処理経過
6. 8. 2	諮問(諮問第2~6号)
8. 4	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出要請
8. 25.	一部公開拒否理由説明書を受理
8. 26	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
12. 22	意見書を受理し、実施機関へ写しを送付
12. 26	意見書の写しを実施機関へ送付
7. 1. 24	・審議(第7回審査会) 第2号~6号
2. 21	・審議(第8回審査会) 第2号~6号
3. 22	・異議申立人から意見聴取(第9回審査会) 第2号~6号
4. 28	・実施機関から一部公開拒否理由の説明を聴取 (第10回審査会) 第2号~6号
5. 24	・審議(第11回審査会) 第2号~6号
6. 26	・審議(第12回審査会) 第2号~6号
7. 26	・審議(第13回審査会) 第2号~6号
8. 7. 2	・審議(第25回審査会) 第2号~6号
7. 19	・審議(第26回審査会) 第2号~6号
8. 2	・審議(第27回審査会) 第2号~6号
9. 9	・審議(第28回審査会) 第2号~6号
10. 9	・審議(第29回審査会) 第2号~6号
11. 7	・審議(第30回審査会) 第2号~6号
11. 20	・審議(第31回審査会) 第2号~6号
12. 20	・審議(第32回審査会) 第2号~6号
12. 25	・審議(第33回審査会) 第2号~6号
9. 1. 20	・審議(第34回審査会) 第2号~6号
2. 17	・審議(第35回審査会) 第2号~6号
3. 12	・審議(第36回審査会) 第2号~6号
4. 18	・審議(第37回審査会) 第2号~6号
5. 14	・審議(第38回審査会) 第2号~6号
6. 20	・審議(第39回審査会) 第2号~6号
7. 7	答申